

第 17 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 25 年 10 月 31 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第17回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録  
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
臨時議長の紹介	4
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議員辞職の報告	4
議事日程の報告	5
新議員の仮議席の指定	5
議長の選挙	5
議長就任あいさつ	6
新議員の議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
副議長就任あいさつ	8
提出議案の上程及び提案理由説明	8
第9号議案の審議の宣告及び採決	10
副広域連合長の挨拶	11
第10号議案の審議の宣告及び採決	12
第11号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第11号議案の質疑、討論、採決	14
第12号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	15
第12号議案の質疑、討論、採決	17
第13号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第13号議案の質疑、討論、採決	18
第14号議案の審議の宣告	19
事務局長の議案概要説明	19
第14号議案の質疑、討論、採決	21

第15号議案の審議の宣告	21
事務局長の議案概要説明	21
第15号議案の質疑、討論、採決	22
広域連合長の閉会挨拶	23
閉会の宣告	24
資 料	
議案の送付について	25
議決一覧	26

## 招 集 告 示

### 高知県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成25年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第17回定例会を次のとおり招集する。

平成25年10月17日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

### 記

- 1 日 時 平成25年10月31日（木）  
午後2時
- 2 場 所 高知市本町4-1-32  
こうち勤労センター  
4階 研修室

---

### 議 員 席 次

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 板原 啓文 君 | 2 番 岩崎 憲郎 君 | 3 番 塩田 始 君  |
| 4 番 中平 富宏 君 | 5 番 林 竹松 君  | 6 番 山根 堂宏 君 |
| 7 番 木下 清 君  | 8 番 村田 秀作 君 | 9 番 朝倉 慧 君  |
| 10番 欠番      |             |             |

## 議事日程

平成25年10月31日 午後2時開議

- 第1 新議員の仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 新議員の議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長選挙
- 第7 提出議案の提案理由説明
- 第8 第9号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第9 第10号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第10 第11号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案
- 第11 第12号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案
- 第12 第13号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第13 第14号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第14 第15号議案 高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案

出席議員

1 番 板原 啓文 君      2 番 岩崎 憲郎 君      3 番 塩田 始 君  
4 番 中平 富宏 君      6 番 山根 堂宏 君      7 番 木下 清 君  
9 番 朝倉 慧 君

---

欠席議員

5 番 林 竹松 君      8 番 村田 秀作 君

---

説明のために出席した者

広域連合長      岡崎 誠也 君  
副広域連合長      有岡 正幹 君      橋詰 壽人 君  
代表監査委員      吉本 雅史 君  
会計管理者      宇都宮孝志 君  
事務局長      伊藤 博昭 君

---

議会事務局職員出席者

事務局次長      松田 由紀 君  
書記      小松 充 君      山崎 和幸 君      桑野 さとみ 君

---

広域連合事務局職員出席者

事業課長      小笠原正明 君  
事業課課長補佐      村田 憲司 君      谷脇 昌子 君

◎臨時議長の紹介

○議会事務局次長（松田由紀君） 議会事務局の松田と申します。開会の前にご報告いたします。

本日の定例会は、前議長の岡崎豊議員が辞職したこと及び前副議長の土居豊榮議員が任期満了となられたことから現在、議長・副議長ともに欠員の状態でございます。

こうした状況にありますので、地方自治法第107条の規定に基づきまして、本日の会議の臨時議長を、ご出席いただいております議員の中で、年長の議員でいらっしゃる朝倉慧議員にお願いすることといたします。

それでは朝倉議員、よろしく願いいたします。

---

◎開会の宣告

○臨時議長（朝倉慧君） それでは、臨時議長を務めることとなりました朝倉慧でございます。新議長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それではただいまより、平成25年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第17回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後1時57分 開会

---

◎欠席議員の報告

○臨時議長（朝倉慧君） まず、欠席議員の報告を行います。

本日、村田秀作議員及び林竹松議員から、欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。

---

◎議員の辞職の報告

○臨時議長（朝倉慧君） 続きまして、議員の辞職の報告であります。

本年2月28日に柴岡邦男議員、また5月31日に有岡正幹議員、さらに、6月17日に岡崎豊議長から、それぞれ一身上の都合により議員を辞職するとの願いが提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、それぞれ、同日付をもちまして辞職許可がなされたことを、ご報告いたしておきます。

また、土居豊榮議員が5月31日に、永田耕朗議員が10月15日にそれぞれ任期満了となられ、当広域連合議会議員を辞職されておりますので、併せてご報告いたします。

---

◎議事日程の報告

- 臨時議長（朝倉慧君） これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 臨時議長（朝倉慧君） ご異議ないものと、認めます。  
よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。
- 

◎新議員の仮議席の指定

- 臨時議長（朝倉慧君） これより、日程に入ります。  
まず、日程の第1、新議員の仮議席の指定を行います。  
大豊町の岩崎憲郎町長、いの町の塩田始町長、高知市議会の山根堂宏議員、田野町議会の村田秀作議員の4名の方が新たに議員となれました。  
仮議席は、議会会議規則第3条に基づき、岩崎憲郎議員の議席は議席番号2番、塩田始議員の議席は議席番号3番、山根堂宏議員の議席は議席番号6番、村田秀作議員の議席は議席番号8番に、それぞれ指定をいたします。
- 

◎議長の選挙

- 臨時議長（朝倉慧君） 続きまして、日程の第2、議長の選挙を行います。  
選挙の方法につきまして、お諮りをいたします。  
地方自治法第118条第2項の規定に基づく、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 臨時議長（朝倉慧君） ご異議ないものと、認めます。  
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。
- 臨時議長（朝倉慧君） ここでお諮りいたします。  
指名の方法につきましては、臨時議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 臨時議長（朝倉慧君） ご異議ないものと、認めます。  
よって、臨時議長が指名することと決定をいたしました。

高知県後期高齢者医療広域連合議会議長に、山根堂宏議員を指名いたします。  
ただいま指名いたしました山根堂宏議員を当広域連合議会議長選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（朝倉慧君） ご異議なしと、認めます。

よって、ただいま指名いたしました山根堂宏議員が議長に選出されました。

ただいま議長に当選されました山根堂宏議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知をいたします。

◎議長就任あいさつ

○臨時議長（朝倉慧君） それでは、議長に当選されました山根堂宏議員のご挨拶があります。

○山根堂宏議員 高知市議会の山根でございます。ただいま、議員の皆様方のご同意を賜りまして、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議長に就任させていただくことになりまして、身に余る光栄でありますとともに、その職責の重さを痛感いたしておるところでございます。

後期高齢者医療制度は、これまでさまざまな議論がありましたが、創設から5年半を経過し、現在は十分定着してきていると認識しております。今後、より一層進む高齢化社会においては、この制度が後期高齢者の皆様方にとりまして、よりよい制度となることが期待されているところでございます。

本制度を円滑かつ適正に運営すべく、議員の皆様方のご指導、ご協力を賜り、本議会の円滑な進行に尽力してまいる所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、議長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（朝倉慧君） ありがとうございました。それでは以上をもちまして、臨時議長の職務を終了し、議長と交代いたします。

皆様のご協力に感謝いたします。

山根議長、議席にお着き願います。

---

午後2時3分

◎休憩の宣言

○臨時議長（朝倉慧君） 暫時休憩とします。

午後 2 時 3 分

◎再開の宣言

○議長（山根堂宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎新議員の議席の指定

○議長（山根堂宏君） 次に、日程の第 3、新議員の議席の指定を行います。

議席は、議会会議規則第 3 条の規定により、議長が定めることとなっております。

新議員の議席は、岩崎憲郎議員は議席番号 2 番、塩田始議員は議席番号 3 番、村田秀作議員は議席番号 8 番、わたくし山根は議席番号 6 番に、それぞれ指定をいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山根堂宏君） 次に、日程の第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第 89 条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、4 番中平富宏議員、7 番木下清議員のお二人の方をお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（山根堂宏君） 続きまして、日程の第 5、会期の決定について、議会会議規則第 4 条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、10月31日の 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと認め、本日 1 日と決定いたしました。

---

◎副議長の選挙

○議長（山根堂宏君） これより、日程第 6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきまして、お諮りいたします。

地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと、認めます。  
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

○議長（山根堂宏君） ここで、お諮りいたします。  
指名の方法につきましては、議長において、指名することにいたしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと、認めます。  
よって、議長が指名することに決定いたしました。  
副議長には、木下清議員を指名いたします。  
ただいま、指名いたしました木下清議員を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと、認めます。  
よって、木下清議員が副議長に当選されました。  
ただいま、副議長に当選されました木下清議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

◎副議長就任あいさつ

○議長（山根堂宏君） それでは、木下清議員のご挨拶があります。

○木下清議員 ただいま、選任をいただきました奈半利町の木下でございます。  
微力ではございますが、山根議長を補佐いたしまして、議会の円滑な運営に努めていく所存でございます。皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。  
副議長就任の、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（山根堂宏君） それでは、日程の第7、提出議案の提案理由説明に入ります。  
第9号議案から第15号議案までを一括議題といたします。  
広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（山根堂宏君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第17回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関連する状況等につきまして、国政の動向を含めまして申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては平成20年度の制度発足当初に国民の方々への周知不足などから混乱が生じたため、現行制度の廃止を含め、高齢者医療保険制度について様々な議論がなされてきました。

昨年8月に成立しました社会保障制度改革推進法に基づき設置されました、持続可能な社会保障制度全般のあり方を検討する社会保障制度改革国民会議において、この制度についても改めて検討が行われてきました。

8月6日に政府に提出されました、この会議の結論を取りまとめた報告書において、「後期高齢者医療制度は創設から5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当である」と報告されたところです。

政府では、この報告書の提出を受けて、後期高齢者医療制度については、「持続可能な医療制度を構築するための措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」とした、改革の手順を定めたいわゆるプログラム法案の骨子を、本年8月21日に閣議決定し、今後は、この骨子に基づく法案の国会審議を経たうえで、社会保障改革に向けた必要な措置を順次講じていくこととしております。

これらの経緯から、後期高齢者医療制度は、必要な改善などを行いながら今後も存続していくものと考えられますが、現在議論されている国民健康保険の保険者の広域化の問題等とも関わっておりますので、今後の国の動向を注視しながら、当広域連合としても全国後期高齢者医療広域連合協議会等と連携し、高齢者の方々が必要な医療を安心して受けられるように、国に対し積極的に意見を述べてまいります。

制度を取り巻く状況がこのような中にありましても、当広域連合では、被保険者の方々に一層信頼される制度とするために、本年2月の連合議会で議決を受けました、本年度から平成29年度までを期間とする第2次広域計画に基づき、市町村と緊密に連携しながら、後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営に努めてまいります。

それでは、以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回提案いたします議案は、人事議案2件、予算議案2件、その他の議案3件であります。

第9号議案、副広域連合長の選任の同意議案につきましては、これまで副広域連合長をお務めいただきました、吉岡珍正氏から9月30日付けで辞職願が提出されましたので、新たに有岡正幹氏を選任することについて、ご同意を求めるものであり

ます。

有岡氏におかれましては、安田町長として現在4期目を務めておられ、今年2月から高知県町村会の会長としてご活躍をされておりますので、副広域連合長として適任であると確信しております。

次に、第10号議案、監査委員の選任の同意議案につきましては、当広域連合規約第16条の規定に基づき、これまで監査委員をお務めいただきました永田耕朗議員が10月15日をもって任期満了となられましたので、新たに村田秀作氏を選任することについてご同意を求めるものであります。

村田氏は、現在、田野町議会議長であり、高知県町村議会議長会会長としてご活躍されており、当広域連合の監査委員として適任であると確信しております。

次に、第11号議案、平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定議案及び第12号議案、平成24年度特別会計歳入歳出決算の認定議案につきましては、平成24年度のそれぞれの会計の決算につきまして、認定に関する議案をお諮りするものです。

次に予算議案についてご説明いたします。

第13号議案、平成25年度一般会計補正予算につきましては、平成24年度の決算剰余金を平成25年度に繰り越しすることとし、その2分の1の額を財政調整基金に積み立てるもので、歳入歳出予算をそれぞれ175万9千円増額するものです。

第14号議案の平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、平成24年度特別会計の決算剰余金を平成25年度予算に繰り越し、国・県・市町村等の負担金等を精算するための財源とするとともに、2年間の財政運営の均衡を保つために設置しております後期高齢者医療事業運営基金へ積み立てることなど、歳入歳出予算をそれぞれ19億2,080万9千円増額するものです。

その他議案の第15号議案、高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案につきましては、後期高齢者医療の被保険者が第三者に対して有する損額賠償請求権に基づいて、当広域連合が第三者に対して損害賠償を求める訴えを提起しようとするものであります。

以上、提出しました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、適切なお決定を賜りますようお願いいたします。

---

#### ◎第9号議案の審議の宣告及び採決

○議長（山根堂宏君） それでは、日程第8、第9号議案、高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

○議長（山根堂宏君） 本議題は、9月30日付けで吉岡珍正氏から辞職願が提出されたことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うもので、書記の朗読は省略いたします。

○議長（山根堂宏君） 副広域連合長につきましては、有岡正幹安田町長を選任することに、同意を求めるものであります。

○議長（山根堂宏君） では、お諮りいたします。

第9号議案につきましては、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと、認めます。

よって、これより、第9号議案については、これに同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

○議長（山根堂宏君） よって、第9号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

---

午後2時15分

◎休憩の宣告

○議長（山根堂宏君） 暫時、休憩といたします。

---

午後2時16分

◎再開の宣告

○議長（山根堂宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎副広域連合長の挨拶

○議長（山根堂宏君） 選任されました、有岡正幹副広域連合長にご挨拶をお願いいたします。

○副広域連合長（有岡正幹君） 安田町の有岡でございます。

就任にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご同意を賜り、高知県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任をいただき、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度につきましては、制度施行から5年半が経過し、現在は十分

定着していると存じております。今後の国の動向を注視しながら、副広域連合長として岡崎広域連合長を補佐し、この広域連合組織及び後期高齢者医療制度の円滑な運営に、力を尽くしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げて、大変簡単でございますけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山根堂宏君） どうもありがとうございました。

---

◎第10号議案の審議の宣告及び採決

○議長（山根堂宏君） 続きまして、日程の第9、第10号議案、高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

○議長（山根堂宏君） 本議題は、議会選出の監査委員でありました、永田耕朗議員が10月15日に任期満了により議員を退任されたことに伴いまして、新たな監査委員1名の選任を行うもので、書記の朗読は省略いたします。

○議長（山根堂宏君） 議会選出の監査委員につきましては村田秀作議員を選任することに、同意を求めるものであります。

○議長（山根堂宏君） それでは、お諮りいたします。

第10号議案につきましては、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと、認めます。

よって、これより、第10号議案を採決いたします。第10号議案については、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

○議長（山根堂宏君） よって、第10号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

---

◎第11号議案の審議の宣告

- 議長（山根堂宏君） 続きまして、日程の第10、第11号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案を審議いたします。  
書記の朗読は、省略いたします。
- 

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（山根堂宏君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。  
事務局長は、着席したままで、説明をお願いします。

（伊藤事務局長挙手）

- 議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

- 事務局長（伊藤博昭君） 第11号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案について、ご説明をいたします。

平成24年度歳入歳出決算書及び決算に関する説明書の2ページをお願いします。

歳入は、予算現額7,946万2千円に対しまして、収入済額は7,963万2,948円となっております。

4ページをお願いします。

歳出は、予算現額7,946万2千円に対しまして、支出済額が7,611万5,662円で、不用額は334万6,338円となっております。

以上の結果、歳入歳出差引後の残額は、収入済額から支出済額を差し引きまして、351万7,286円となっております。

次に8ページ及び9ページをお願いします。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款、分担金及び負担金は、派遣職員の派遣元自治体への人件費負担金や事務所賃借料を始めとした事務費に係る各市町村の負担金で、4,013万9千円となっております。

次の2款、国庫支出金及び3款、県支出金の保険料不均一賦課負担金のそれぞれ1,539万547円は、標準の保険料率より低い保険料率を適用する保険料の不均一賦課に伴うもので、この低い保険料率を適用することによる保険料減少分については、一般会計から特別会計に繰出しをすることとされ、繰出額については、国及び県が2分の1ずつ負担することとされているものでございます。

10ページ及び11ページをお願いします。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、1款、議会費は、2回の定例会の開催に要した経費でございます。

次に、2款、総務費の1項、総務管理費は、広域連合の事務局を運営する経費でございます。また、県、市町村からの派遣職員の人件費負担金や再任用職員の人件費等

を支出しております。

次に、12 ページ及び 13 ページをお願いします。

3 款、民生費は、先ほどの保険料不均一賦課に伴う均一保険料との差額を後期高齢者医療特別会計へ繰り出したものでございます。

15 ページをお願いします。

収支に関する調書ですが、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、収支額は、歳入歳出差引額と同額で351万7千円となっております。

以上が、一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしく願いいたします。

---

◎第11議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑がないようですので、これにて、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） 続きまして、第11号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第11号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案を採決いたします。

第11号議案について、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第11号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎第12号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） 続きまして、日程第11、第12号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案を審議します。

書記の朗読は、省略いたします。

---

◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第12号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案について、ご説明いたします。

平成24年度歳入歳出決算書及び決算に関する説明書の、22ページ及び23ページをお願いします。

まず、歳入は、予算現額1,318億1,910万2千円に対しまして、収入済額は1,303億9,866万4,626円で、予算と比較し14億2,043万7,374円の減となっております。

24ページ及び25ページをお願いいたします。

歳出は、同じく予算現額1,318億1,910万2千円に対しまして、支出済額が1,279億5,688万5,745円で、不用額は38億6,221万6,255円となっております。

以上の結果、歳入歳出差引残額は、収入済額から支出済額を差し引きまして、24億4,177万8,881円となっております。

28ページ及び29ページをお願いします。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款、市町村支出金は、派遣職員の人件費負担金を始めとした事業の運営に係る事務費や市町村で徴収しました保険料、低所得者の方などの保険料軽減に対する基盤安定負担金、また療養給付費に係る定率12分の1の負担金で、総額204億483万1,110円となっております。

次の2款、国庫支出金は、療養給付費に対する12分の3の定率の負担金や、80万円を超える高額レセプトを対象とした高額医療費負担金、各広域連合の被保険者の所得水準の違いによる保険料の補正などを行うための調整交付金、などで総額443億2,168万8,049円となっております。

30ページ及び31ページをお願いします。

3款、県支出金は、105億3,804万486円で、療養給付費に対する12分の1の定率負担金及び高額医療費負担金のうちの県負担分です。

4款、支払基金交付金の516億7,715万9千円は、国保などが拠出した後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金から交付を受けたものでございます。

32ページをお願いいたします。8款、諸収入の3項、雑入の、2目、返納金の収入未済額204万円9,571円は、所得区分の変更などにより医療機関で支払う自己負担割合が変更になったことに伴う被保険者から広域連合への返納金の一部が未収となったものでございます。

またこれとは別に、戻入の未収が、2,730円あることから、51ページに記載して

いますが、返納金に係る債権は総額で 205 万 2,301 円となっております。

34 ページ及び 35 ページをお願いします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款、総務費は、医療その他の給付を行うための事務的経費で、市町村からの派遣職員の人件費負担金や専門的・効率的に業務の執行を行うための専門性を持った国保連合会や高知電子計算センターへの委託料や手数料、また、昨年度行いました電算処理システム機器の更新に要した費用などで 4 億 8,788 万 7,453 円となっております。

このページから次の 36, 37 ページにかけての、2 款、保険給付費は、被保険者の医療給付に要する平成 24 年 3 月診療から平成 25 年 2 月診療までの療養給付費や、医療機関等からの医療費等の請求に関する国保連合会への審査支払手数料、医療費の自己負担額が高額となり、一定の限度額を超えて負担した自己負担分を被保険者に還付する高額療養費などであり、総額で 1,248 億 1,738 万 1,533 円、特別会計の支出額全体の約 97.5 パーセントを占めております。

また、不用額が予算に対し 3.0%の 38 億 1,129 万 7,467 円となっておりますが、これは、平成 24 年度の保険給付費は、平成 20 年度から平成 23 年度までの医療費の伸び率を参考として見込みましたが、平成 24 年度の医療費の伸び率は、それ以前と比べ鈍化したことによるものでございます。

3 款、財政安定化基金拠出金は、保険料の収納不足や予想を上回る給付の増大による財源不足について、資金の貸付や交付を行うために、県に設置されています基金に、療養の給付費の見込額の 0.09%、1 億 1,992 万 6 千円を拠出したものでございます。

5 款、保健事業費 4,632 万 6,166 円は、被保険者の健診事業を県内 34 市町村に委託して行うための費用及び高知市など 17 市町村が実施しました被保険者の健康づくりのための事業に対する補助金でございます。

43 ページをお願いします。

特別会計の収支に関する調書ですが、収支額は、歳入歳出差引額と同額の 24 億 4,177 万 9 千円となっております。

以上が、平成 24 年度の決算に関する説明でございます。よろしく願いいたします。

---

◎第12号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑がないようですので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君）　続きまして、第12号議案について討論を行います。  
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君）　討論がございませんので、討論は終了いたします。  
これより、第12号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案を採決いたします。  
第12号議案については、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君）　挙手全員であります。  
よって、第12号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎第13号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君）　続きまして、日程第12、第13号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議します。  
書記の朗読は、省略いたします。

---

◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君）　では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君）　伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君）　第13号議案、平成25年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明をいたします。

議案及び説明書の5ページをお願いします。

今回の一般会計の補正予算案は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ175万9千円を追加するもので、総額は8,830万7千円となります。

まず、歳入についてご説明いたします。9ページをお願いします。

歳入につきましては、平成24年度の一般会計の決算剰余金351万7千円のうち、既に当初予算において財源として計上しております100万円を除いた251万7千円を、5款、繰越金として歳入に繰り入れるとともに、決算剰余金のうち2分の1で

ある 175 万 9 千円を財政調整基金に積み立てたうえで、残る 75 万 8 千円を事務費の財源としています市町村負担金から減額するものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。10 ページをお願いします。

歳出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、財政調整基金に決算剰余金のうち 175 万 9 千円を積み立てるものです。

以上が平成 25 年度一般会計補正予算の概要でございます。

よろしく願いいたします。

---

◎第13号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑はないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） 続きまして、第13号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了します。

これより、第13号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

第13号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎第14号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） 続きまして、日程第13、第14号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

---

◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君） では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第14号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の15ページをお願いします。

今回の補正予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ19億2,080万9千円を追加するもので、総額は1,378億2,580万9千円となります。

補正の主なものといたしましては、歳入では、平成24年度の決算の確定に伴う、剰余金の平成25年度への繰越し、また歳出では繰り越した剰余金の事業運営基金への積立、平成24年度保険給付費が確定したことによる国・県・市町村への返還金の計上などとなっております。

まず歳入についてご説明いたします。21ページをお願いします。

1款、市町村支出金、1項、市町村負担金、1目、事務費負担金につきましては、平成24年度の決算に伴う事務費の不用額972万9千円を、財源としていました市町村の事務費負担金から減額するものでございます。

次の3目、療養給付費負担金は、保険給付費の12分の1を市町村に負担していただいておりますが、平成24年度の保険給付費の確定に伴い、概算で負担していただいた額では不足している7市町村について、追加で負担していただくものでございます。

22ページをお願いします。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、高額医療費負担金と次の23ページの3款、県支出金、1項、県負担金、2目、高額医療費負担金は、1件80万円を超える高額医療費については、通常の公費負担とは別に、国と県がそれぞれ4分の1を負担する仕組みとなっており、平成24年度における高額医療費の実績が、負担金を概算で交付申請した時点での見込みよりも増加したため、それぞれ追加交付を受けるものでございます。

22ページの下段、2款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金は、市町村が実施する健康増進事業につきまして、所要額が当初予算額4千万円を超えたため、財源となる特別財政調整交付金の追加交付を受けるものでございます。

24ページをお願いします。

4款、支払基金交付金の5億4,501万2千円の減額につきましては、平成24年度の医療給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金より概算交付された平成24年度後期高齢者交付金のうち、超過交付となった額を、平成25年度の交付額から減額により精算するものでございます。

25 ページをお願いします。

6 款、繰入金、2 項、基金繰入金、3 目、診療報酬審査支払システム整備基金繰入金につきましては、国保連合会に委託している診療報酬の審査支払業務に使用しているシステムの耐用年数が経過し、機器更改が行われることから、国保連合会の審査支払システムの整備に要する費用の財源に充てるために、広域連合のシステム整備基金に積み立てた全額を繰り入れるものでございます。

26 ページをお願いします。

7 款、繰越金につきましては、平成24年度の決算に伴う歳計剰余金24億4,177万8千円から、すでに当初予算で計上しております2,510万円を除いた24億1,667万8千円を増額するものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。

27 ページをお願いします。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費の3,016万6千円は、国保連合会に委託しております審査支払業務で使用するシステムの更改費用に充てるため、基金より繰り入れた額を負担するものでございます。

28 ページをお願いいたします。

5 款、保健事業費、1 項、健康保持増進事業、2 目、健康増進事業費には、市町村が実施する被保険者の健康増進事業を対象とした長寿・健康増進事業費補助金について、24 市町村からの交付申請予定額が当初予算額の4千万円を上回る見込みとなったため、補助金を増額補正するものでございます。

次に29 ページをお願いします。

6 款、基金積立金、1 項、基金積立金、3 目、事業運営基金積立金は、繰越を行いました平成24年度の歳計剰余金から平成24年度の国庫負担金の返還金などのために必要とする財源を控除した10億9,643万5千円を積立てるものでございます。

30 ページをお開きください。

7 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、2 目、償還金につきましては、平成24年度の保険給付費などが確定したことに伴い、国、県、市町村から概算で交付を受けていました負担金などを返還する必要性が生じたことから、返還に必要な額をそれぞれ増額するものでございます。

以上で、平成25年度特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

---

◎第14号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑がないようですので、これにて質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） 続きまして、第14号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第14号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

第14号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎第15号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） 続きまして、日程第14、第15号議案、高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

---

#### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 議案及び説明書の31ページと定例会説明資料の19ページをお願いします。

まず定例会説明資料19ページの中ごろに、高齢者の医療の確保に関する法律の条文を載せておりますが、第58条に、「後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する」とあります。

これは、不法行為により他人に被害を与えた場合は、損害賠償責任を負うという民法

の規定に基づくものであり、当広域連合では、主に、交通事故の場合に、交通事故によって生じたけがなどの治療に要した費用を、交通事故の相手方に請求を行っております。

広域連合では、この第三者への求償事務を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき国保連合会に委託しております。

今回の訴えは、2の交通事故の概要にありますように、平成21年4月に安芸郡芸西村において生じた交通事故に起因し、被保険者の治療にかかった医療給付費について交通事故の加害者である被告に対して請求するものですが、現在までの交渉において、この損害賠償請求権の時効の起算日が争点になっております。

交渉の経緯及び争点については、次のページの4及び5にまとめていますが、損害賠償請求ができる期間は民法により3年間となっておりますが、この起算日は、国保連合会及び当広域連合は、事故によるけがの症状固定日が時効の起算日であり、症状固定は平成23年4月であることから、現在も時効は成立していないと主張していますが、相手方が加入しています損害保険会社は、事故日が時効の起算日であるので、平成24年4月に時効が成立していると主張しております。

議案及び説明書の31ページをお願いします。

これまで、相手方の損害保険会社との交渉は、国保連合会に委託して行ってきましたが、訴えの提起につきましては、当広域連合が訴えの当事者となる必要があるため、けがの治療に要した医療給付費総額の1,192万8千円のうち、事故の過失割合から、その95%にあたる1,133万1754円と、これに対する遅延損害金を支払うよう、安部隆利被告に求める訴えを提起するものでございます。

なお、国保連合会の顧問弁護士によりますと、判例では症状固定日が時効の起算日としている判決が多数であるとのことでございます。

以上です。

---

#### ◎第15号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑はないようでございますので、これにて質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） 続きまして、第15号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第15号議案、高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案を採決いたします。

第15号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（山根堂宏君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（山根堂宏君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところをお集まりいただき、熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、今後も必要な改善などを行いながら存続していくものと考えられますので、当広域連合としては引き続き各市町村とも連携し、適正かつ円滑な制度運営に努めてまいります。

高齢者の方々が引き続き適切な医療が受けられ、安心して生活ができる社会が実現できるように、国等関係機関の動向を注視していかなければならないと考えておりますので、議員の皆様方の、今後とものご支援をお願いを申し上げます。

また、この場をお借りいたしまして、当広域連合議会の議員としてご尽力いただき、多大なご指導をいただきました有岡正幹様、柴岡邦男様、岡崎豊様、土居豊榮様、永田耕朗様に心から感謝を申し上げます。

また、本年9月末でご退任されました前副広域連合長の吉岡珍正様には、当広域連合の運営におきまして、多大なるご尽力を賜りましたことに感謝を申し上げます。

これから日に日に秋が深まってまいります。議員の皆様方におかれましては、健康にご留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（山根堂宏君） 議員の皆様方におかれましては、議事運営にご協力を賜り、あ

ありがとうございました。

これをもちまして、平成25年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第17回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2 時50分 閉会

# 資 料

25 高後広第 368 号  
平成 25 年 9 月 30 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会  
議 長 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

### 議案の送付について

平成25年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第17回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 第9号議案  | 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について             |
| 第10号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について               |
| 第11号議案 | 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案        |
| 第12号議案 | 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案 |
| 第13号議案 | 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算               |
| 第14号議案 | 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算        |
| 第15号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案           |

平成 25 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会  
第 17 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 9 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	同 意
第 10 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	同 意
第 11 号議案	平成 24 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案	認 定
第 12 号議案	平成 24 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案	認 定
第 13 号議案	平成 25 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 14 号議案	平成 25 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第 15 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合が当事者である訴えの提起に関する議案	原案可決

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議 長

議 員

議 員